

「派遣法における同一労働同一賃金の実務（第2弾）」 セミナーを開催しました

北桜労働法務事務所 代表（特定社会保険労務士） 田原 咲世氏

会員企業を対象に、「派遣法における同一労働同一賃金の実務（第2弾）」セミナーを10月30日東京、11月6日大阪にて開催、262名にご参加いただきました。

本セミナーは、本年6月に開催したセミナーの続編で、とりわけ、7月に発出された厚生労働省職業安定局長通達で示す一般賃金を基に、労使協定方式を選択する場合の派遣労働者の待遇決定方法（協定の対象となる派遣労働者の範囲の定め方、賃金テーブルの策定イメージ、能力向上の評価及び賃金への反映の仕方など）について、具体的なモデル例やQ&A形式を用いて解説。

派遣スタッフの納得感を得るための待遇決定方法の運用ポイントや、派遣先企業からの信頼感を高めるための連携方法など、実務を円滑に運営するための「肝」を改正後の様式と記載例を提示、徹底解説していただきました。

講演後の質疑応答では、実務に関して多くの質問が寄せられ、田原社労士に丁寧に回答していただきました。セミナー受講者のアンケートでは、9割以上の方から、「よくわかった」「わかった」と高い評価をいただきました。



10/30 東京会場



11/6 大阪会場

【お問い合わせ先】

一般社団法人 日本生産技能労務協会 事務局 TEL: (03)6721-5361 FAX: (03)6721-5362